

### 現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
- また、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

### 高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
- ・就職者数 : 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

### 課題

- 高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限を平成25年度に3年から2年とする見直しを行った。
- 看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。  
（1年間は母子父子寡婦福祉資金の貸付で対応）
- また、働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みを検討する必要。



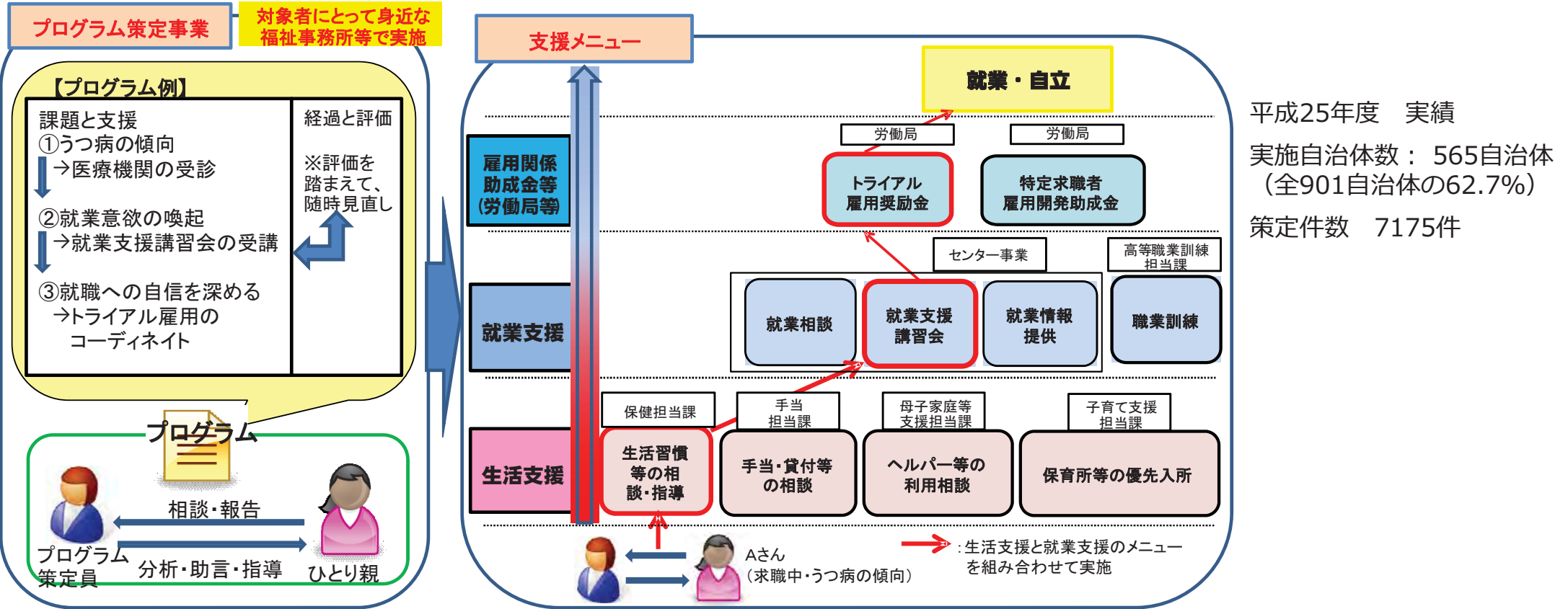
### 施策の方向性

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討

# 寄り添い型支援の実施 (プログラム策定事業の拡充)

## 現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



## 課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

## 施策の方向性

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

# ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

## 『出張ハローワーク！』

### ～自治体との連携による就労支援の強化～

#### 現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

#### 課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。



#### 施策の方向性

- 児童扶養手当受給者が自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用チラシを自治体からの郵送物に同封する等、集中的に配布。
- 自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

#### 実績（平成26年度）

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業：19,727件（児童扶養手当受給者の就職件数）
- ・一体的実施の現状：①子育て中女性を対象にした施設：29拠点、相談件数159,531件 ※子育て中女性以外の一般求職者も含む  
②生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）：77市区(150拠点)、相談件数181,963件